

「ユーティリティ規約」新旧対照表

2025年3月14日

GMOアダム株式会社

(変更箇所を下線を付しております)

新	旧	備考欄
<p>第3条 (ユーティリティ付アイテムの<u>1次出品</u>)</p> <p>1. <u>ユーティリティ付アイテムを1次出品する1次出品者が自然人の場合は、以下の各号に掲げる条件を全て満たす必要があります。</u></p> <p><u>(1) 成年年齢以上であること</u></p> <p><u>(2) 日本国内の居住者であること</u></p> <p><u>(3) 1次出品者名義の銀行口座を保有していること</u></p> <p>2. <u>当社は、1次出品者が1次出品したユーティリティ付アイテムについて、1次出品者から販売委託を受けることができます。</u></p> <p>3. <u>1次出品者が、ユーティリティ付アイテムの販売を希望する場合、当該アイテムに係る作品の審査依頼時に、当社に当該ユーティリティの審査依頼を併せて行うものとします。当社は、審査依頼を受けた当該ユーティリティについて1次出品の可否を審査し、審査結果を当該1次出品者に通知するものとします。当社は、1次出品の可否に係る審査について、当社の単独の、かつ、自由な裁量により判断できるものとします。当社は、1次出品の可否に関する審査結果の理由については、当社の単独の、かつ、自由な裁量により開示しないことができます。</u></p>	<p>第3条 (ユーティリティ付アイテム)</p> <p>1. <u>当社は、1次出品者が1次出品したユーティリティ付アイテムについて、1次出品者から販売委託を受けることができます。</u></p> <p>2. <u>1次出品者が、ユーティリティ付アイテムの販売を希望する場合、当該アイテムに係る作品の審査依頼時に、当社に当該ユーティリティの審査依頼を併せて行うものとします。</u></p> <p>3. <u>前項の審査依頼において当社が可とした場合は、1次出品者はユーティリティ付アイテムを販売することができるものとします。</u></p>	<p>(変更)</p>

4. 前項の審査において、当社が必要と認めた場合、1次出品者は以下の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める情報その他当社が必要と認めた情報を当社に提供するものとします。

(1) 1次出品者が自然人の場合

(1) 1次出品者の公的身分証明書の写し

(2) 1次出品者の氏名、生年月日、住所及び電話番号

(3) 1次出品者名義の銀行口座の預金通帳の写し

(2) 1次出品者が法人の場合

(1) 1次出品者の商業登記証明書

(2) 代表者の公的身分証明書の写し

(3) 1次出品者の代表者の氏名、生年月日、住所及び電話番号

5. 第3項の審査依頼において当社が可とした場合は、1次出品者はユーティリティ付アイテムを販売することができるものとします。

6. 1次出品者は、ユーティリティの審査依頼時及び1次出品時において、当該ユーティリティにつき、以下の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明及び保証します。

(1) 法令等違反、犯罪行為又は本規約等違反に該当しないこと

(2) 法令等違反、犯罪行為又は本規約等違反の教唆又は幫助に該当しないこと

(3) 商品の単なる提供ではなく、サービスの提供を含むこと

4. ユーティリティ付アイテムについて取引契約が成立した場合、1次出品者は自らの責任と負担により、当該ユーティリティを購入者に提供するものとします。

5. 1次出品者が1次出品したユーティリティ付アイテムのユーティリティに関して、提供内容の変更、提供の停止又は中止（以下併せて「ユーティリティ不履行」といいます。）が生じた場合、1次出品者は購入者に対して事前に周知を行い、かつ、購入者からの問い合わせに応じるものとします。この場合、1次出品者は購入者に対し、ユーティリティ不履行の程度に応じて、アイテム代金の減額又は全額返金を行うものとします。

6. ユーティリティ不履行に関して、当社は何ら責任を負わないものとします。ユーティリティ不履行に関して1次出品者によるアイテム代金の返金が行われることは、購入者が各種の決済手段を利用した場合における当社への抗弁事由を構成しません。

(4) 古物、酒類、食品、医薬品、医療機器その他の法令等により販売・提供に許認可等が必要な商品の提供を含まないこと

(5) 金融商品取引法上の有価証券、資金決済法の適用を受ける前払式支払手段、電子決済手段、暗号資産、為替取引その他送金・決済手段等に該当しないこと

(6) 第三者の知的財産権、人格権若しくは営業秘密・ノウハウ等を侵害しないこと

(7) 政治活動又は宗教活動を目的としないこと

(8) 1次出品者自身がユーティリティを提供するものであること

(9) その他、当社が合理的な理由により不適切と判断する場合

7. 1次出品者は、ユーティリティ付アイテムの広告、宣伝、勧誘及び販売(当社に販売委託した場合を含みます。)を行うにあたって、ユーティリティの提供時期及び提供方法を明示するものとし、かつ、ユーティリティについて虚偽の表示又は誤解を招く内容の表示をしてはなりません。

8. 1次出品者がアイテム代金の全部又は一部を特定の目的に使用することを表示してユーティリティ付アイテムの販売を行う場合は、当該目的を明確にしなければなりません。この場合、1次出品者は、当社の請求に応じて、ユーティリティ付アイテムの販売により支払われたアイテム代金を、あらかじめ明示した当該目的どおりに使用した証拠を当社に提出しなければなりません。

<p>第4条 (ユーティリティの提供)</p> <p><u>1. ユーティリティ付アイテムについて取引契約が成立した場合、1次出品者は自らの責任と負担により、かつ、第3条(ユーティリティ付アイテムの1次出品)第7項の規定により明示した提供時期及び提供方法に従い、当該ユーティリティを購入者に提供するものとします。</u></p> <p><u>2. 1次出品者は、ユーティリティについての問い合わせ、質問等があった場合には、これらに対し、自らの責任と費用により誠実に回答するものとします。</u></p> <p><u>3. 購入者は、1次出品者がユーティリティの提供のために購入者の個人情報(住所、電話番号、メールアドレスを含みます。)を必要とする場合、当社が、当社所定の方法により、当該情報を1次出品者に提供することに同意します。この場合、1次出品者は、購入者の個人情報をユーティリティの提供に関して必要な範囲でのみ利用できます。また、1次出品者は取得した個人情報の管理を自己の責任と費用によって行うものとし、当該個人情報の取扱いについて購入者及び当社に何らの損害を生じさせないものとします。</u></p>	<p>第4条 (ユーティリティの提供方法)</p> <p><u>1次出品者は、1次出品したユーティリティ付アイテムのユーティリティの提供方法について、別途定めるものとします。</u></p>	<p>(変更)</p>
<p>第5条 (ユーティリティ付アイテムの譲渡)</p> <p><u>ユーティリティ付アイテムの保有者は、アイテムとは別にユーティリティのみを譲渡することはできず、当該譲渡は無効とします。</u></p>		<p>(新設) ※旧第5条の対照は新第8条</p>

第6条 (ユーティリティの不履行)

1. 1次出品者が1次出品したユーティリティ付アイテムのユーティリティに関して、提供内容若しくは提供時期の変更又は提供の停止若しくは中止(以下併せて「ユーティリティ不履行」といいます。)が生じた場合、1次出品者は購入者に対して事前に周知を行い、かつ、購入者からの問い合わせ、質問等に応じるものとします。この場合、1次出品者は購入者に対し、ユーティリティ不履行の程度に応じて、アイテム代金の全部又は一部の返金を行うものとします。

2. ユーティリティ不履行に関して、当社は購入者に対して何ら責任を負わないものとします。ユーティリティ不履行に関して1次出品者によるアイテム代金の返金が行われることは、購入者が各種の決済手段を利用した場合における当社への抗弁事由を構成しません。なお、当社は1次出品者の販売したユーティリティ付アイテムのユーティリティ不履行による当該アイテム代金の返金を代行する場合があります。

3. 当社が前項の規定によりアイテム代金の返金の代行を行う場合の返金受付期間は6ヶ月以内とし、返金方法は当社所定の方法により行い、購入者はその手続きに協力するものとします。

4. 当社がアイテム代金の返金を代行する場合で、購入者に対し返金の通知をした後、アイテム代金の返金が購入者によって受領されないまま6ヶ月が経過した場合、当社は購入者がアイテム代金の返還請求権を放棄したものとみなすことができます。

第6条 (ユーザーアカウントの停止・削除及びユーティリティ)

ユーティリティ付アイテムの購入者のユーザーアカウントが停止又は削除された場合、当該購入者は当該ユーティリティを利用することができなくなります。

(変更)

<p><u>5. 当社はAdam byGMOの健全性を確保する見地から、ユーティリティ不履行に関して1次出品者に事実確認をする場合があります、1次出品者は当社の事実確認に協力しなければなりません。</u></p> <p><u>6. 1次出品者が、購入者からの問い合わせ、又は前項に基づく当社からの事実確認に応じない場合、当社は1次出品者の氏名・名称、メールアドレス、住所、電話番号その他連絡先を購入者に提供することができるものとし、1次出品者はこれに同意します。</u></p> <p><u>7. ユーティリティ不履行が生じた場合であっても、当社は1次出品者が負担した販売手数料及び決済手数料を1次出品者に返還する義務を負いません。</u></p>		
<p><u>第7条 (1次出品者の責任)</u></p> <p><u>1. 1次出品者は、本個別規約に定める表明保証又は義務に違反した場合、これによって購入者及び当社に生じた損害を補償又は賠償するものとします。</u></p> <p><u>2. ユーティリティ不履行により購入者又は当社に損害が生じた場合、1次出品者はこれを賠償するものとする。</u></p>		(新設)

<p>第8条 (免責)</p> <p>1. <u>ユーティリティ付アイテムのユーティリティの提供は、1次出品者が提供の責任を負うものであり、当社は、ユーティリティ付アイテムのユーティリティの内容若しくはユーティリティを利用した結果又はユーティリティ不履行について、購入者に対して何ら責任を負いません。</u></p> <p>2. 当社は、ユーティリティ付アイテムのユーティリティに関して、<u>購入者の特定の目的に適合すること、安全性、完全性若しくは有用性を有すること、継続的に利用できること又はユーティリティ不履行が生じないこと</u>について、明示又は黙示を問わず、何ら保証するものではありません。</p> <p>3. 1次出品者が定める利用期間内にユーティリティ付アイテムのユーティリティが利用されなかった場合でも、当社はアイテム代金を返金する義務を負いません。</p> <p>4. <u>ユーティリティ付アイテムのユーティリティの提供に関して発生する1次出品者と購入者間を含む利用者同士の間で生じたトラブル</u>に関しては利用者の責任において処理及び解決するものとし、<u>当社は何ら責任を負いません。</u></p>	<p>第5条 (免責)</p> <p>1. 当社はユーティリティ付アイテムのユーティリティの内容又はユーティリティを利用した結果について、何ら責任を負いません。</p> <p>2. 当社は、ユーティリティ付アイテムのユーティリティに関して、<u>利用者</u>の特定の目的に適合すること、安全性、完全性若しくは有用性を有すること、<u>又は継続的に利用できること</u>について、明示又は黙示を問わず、何ら保証するものではありません。</p> <p>3. 1次出品者が定める利用期間内にユーティリティ付アイテムのユーティリティが利用されなかった場合でも、当社はアイテム代金を返金する義務を負いません。</p>	<p>(変更)</p>
--	--	-------------

<p>第9条 (ユーティリティの利用)</p> <p><u>1. ユーティリティ付アイテムの購入者のユーザーアカウントが停止又は削除された場合、当該購入者は当該ユーティリティを利用することができなくなります。</u></p> <p><u>2. ユーティリティ付アイテムを出庫した場合、当該ユーティリティを利用できなくなるときがあります。</u></p>		(新設)
--	--	------